

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

建設産業の持続的な発展には現場労働者の処遇改善が必要であることから、県工事受注者の現場労働者の社会保険料の適正負担を促進するため、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書を求めることとします。

1. 請負代金内訳書の提出方法

建設工事請負契約書の一部（第3条）を改正し、次のとおり実施します。

県発注の建設工事を受注されたみなさまには、契約締結後「工程表」の提出時に、法的福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出していただきます。

なお、入札時に提出のあった工事費内訳書に、法定福利費を追記して、契約締結後に提出していただくことで、請負代金内訳書の提出に代えることができます。

2. 実施時期

令和3年6月1日以降の入札公告分から実施します。

3. 対象工事

建設工事請負契約書（和歌山県建設工事事務規程別記第3号様式）により契約を締結する工事

4. 請負代金内訳書の様式

様式は任意ですが、住所、商号又は名称、代表者氏名、工事番号、工事名を記載のうえ、入札時に提出した工事費内訳書と同じ内訳金額及び工事価格を記載し、末尾に工事価格に含まれる法定福利費を記載してください。

いずれも消費税及び地方消費税相当額を除いてください。

なお、入札時に提出した工事費内訳書に、法定福利費を追記していただくことで、請負代金内訳書に代えることができます。

※別添見本参照

5. 対象となる法定福利費

次の保険料の現場労働者の事業主負担分が対象です。

- ①健康保険料（介護保険料含む）
- ②厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）
- ③雇用保険料

※現場労働者：技能士や建設機械運転者などの技能労働者、作業員など建設工事の現場において直接作業に従事する者。

6. 法定福利費の算出方法

後日、参考となる手引きを掲載します。（3月下旬頃）

